

地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川

運 営 規 程

第 1 章 事業目的及び運営方針

(事業目的)

第1条 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設「地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川」の運営について必要な事項を運営規程に定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また介護保険法に基づく「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、入居者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを事業の目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い。市町村等、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川
- (2) 所在地 四国中央市寒川町 3677 番地

第 2 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数)

第4条 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、次のとおり職員を置くものとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとするとともに、サテライト型施設に認められている職種においては配置しないことができるものとする。

- (1) 施設長 1人
- (2) 統括長 1人
- (3) 医師(嘱託) 1人以上
- (4) 生活相談員 1人以上
- (5) 介護職員 20人以上
- (6) 看護職員 2人以上
- (7) 栄養士(管理栄養士) 1人以上
- (8) 機能訓練指導員 1人以上
- (9) 介護支援専門員 1人以上
- (10) 事務職員 1人
- (11) 調理員 (業務委託)

2 前項に定める者のほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を遂行するものとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 統括長は、施設長を補佐し、統括的な運営並びに調整にあたる。

- (3) 医師は、入居者の健康管理及び療養上の指導にあたる。
- (4) 生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者の処遇の企画及び実施に関する業務に従事する。
- (5) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、支援業務に従事する。また、ユニットリーダーはユニットケアの実践をリードする。
- (6) 看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健、衛生管理業務に従事するとともに、介護職員の業務をサポートする。
- (7) 栄養士（管理栄養士）は、献立作成、栄養量調査及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導業務（栄養ケア計画の作成含む）に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、入居者の日常生活を営むのに必要な身体機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練業務に従事する。
- (9) 介護支援専門員は、入居者の地域密着型施設サービス計画の作成等の業務に従事する。
- (10) 事務職員は、庶務及び経理事務に従事する。
- (11) 調理員は、給食調理業務に従事する。

第 3 章 入居定員及びユニット数

（定員及びユニット数）

第6条 施設の入居定員は、29名とする。

2 ユニットの数は3とする。

3 ユニット毎の定員は次の通りとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 一会の家ユニット | 9名 |
| (2) 一笑の家ユニット | 10名 |
| (3) 一福の家ユニット | 10名 |

第 4 章 入居者に対するサービス内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手順の説明及び同意）

第7条 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等の入居申込者がサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書もしくは電磁的記録によって説明を行い、当該サービス提供の開始について入居申込者の同意を得たうえで契約する。

（提供拒否の禁止）

第8条 施設は、正当な理由なくユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介し適切な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格等の確認）

第10条 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に努める。

（要介護認定の申請にかかる援助）

第11条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思をふまえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退居)

- 第12条 施設は、身体上又は精神上著しい傷害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する。
 - 2 施設は、入居申込者の入居に際しては、入居者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
 - 3 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
 - 4 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護・看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
 - 5 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができることを認められる入居者に対し、入居者及びご家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
 - 6 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所等との密接な連携に努める。

(サービス提供の記載)

- 第13条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。
 - 2 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、具体的なサービス等の内容を記録する。

(利用料等の受領)

- 第14条 地域密着型介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る費用の1割～3割の額とする。
 - 2 施設は、前項に定めるもののほか、入居者から次の費用を受けるものとする。
 - ①食費
 - 入居者ご本人の属する世帯所得が一定額以下の方
1日あたり 1,445円
 - 入居者ご本人の属する世帯所得が一定額超の方
1日あたり 1,500円
 - ②居住費 ※ () は令和6年8月より
 - 入居者ご本人の属する世帯所得が一定額以下の方
1日あたり 2,006円 (2,066円)
 - 入居者ご本人の属する世帯所得が一定額超の方
1日あたり 2,100円
 - ③レクリエーション・クラブ活動にともなう材料代 実費
 - ④複写物の交付 1枚：10円
 - ⑤施設において提供される便宣のうち、日常生活においても通常必要となるものの費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。
 - 3 施設は、前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書もしくは電磁的記録で説明した上で、同意を得るものとする。
 - 4 入居者等は、当法人の定める期日までに、利用料及び諸経費等を金融機関の口座振込等により納付するものとする。
 - 5 施設は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、ユニット型地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

(保険給付のための証明書の交付)

- 第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供したユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(サービスの取扱方針)

- 第16条 施設は、入居者が自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な支援を行う。
- 2 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるように配慮して行うとともに、入居者のプライバシーを確保する。また、入居者の自律した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
 - 3 施設は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 施設は、科学的介護の取組を推進するために、科学的介護情報システム（LIFE）を活用する。
 - 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

- 第17条 施設長は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の生活全般を支援する観点から、当該地域における住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて計画に位置付けるように努めるとともに、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自律した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては入居者及びその家族に趣旨を十分に説明し理解を得た上で面接して行う。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者についてのアセスメント結果に基づき、生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議を招集して、地域密着型施設サービス計画原案の内容について担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の内容について、入居者又は家族に対して文書もしくは電磁的記録によって説明し、同意を得た上で交付する。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画作成後においても、サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前項までの規定を準用して地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
 - 8 計画担当介護支援専門員は、実施状況の把握にあたっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のないかぎり定期的に入居者と面接して行う。

(介護)

- 第18条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者とその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うように適切に支援する。
 - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、入居者の意向に沿った入浴の機会を提供する。
 - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 5 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者については排泄の自立を図りつつ、適切に随時取り替える。
 - 6 施設は、入居者に褥瘡が発生しないように、適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
 - 7 施設は、入居者に対し看取り介護を提供する場合は、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定を支援する。
 - 8 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常

生活上の行為を適切に支援する。

9 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

10 施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第19条 施設は、入居者の食事を栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好に考慮して提供する。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることができるように支援する。

(相談及び援助)

第20条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第21条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その入居者の同意を得て代行する。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族の交流等の機会を確保する。

4 施設は、入居者の生活が施設内で完結してしまうことのないように外出の機会を確保する。

(機能訓練)

第22条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(栄養管理)

第23条 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うために以下の対応を行う。

(1) 入居者の栄養状態を入居時に把握し、多職種共同で栄養ケア計画を作成する。

(2) 栄養計画に従い、栄養管理を行うとともに入居者の栄養状態を定期的に記録する。

(3) 栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(口腔衛生の管理)

第24条 施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うために以下の対応を行う。

(1) 入居者の口腔衛生状態及び口腔機能の評価を入居時及び入居後に定期的に実施する。

(2) 協力歯科医院より口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上受ける。

(3) 技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する。

(4) 必要に応じて、当該計画の見直しを行う。

(5) 協力歯科医院との連携について、実施事項等を文書で取り決める。

(健康管理)

第25条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取扱)

第26条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居することができるように努める。

(入居者に関する市町村への通知)

第27条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 5 章 施設の利用にあたっての留意事項

(外出又は外泊)

第 28 条 入居者は、外出（短時間の外出は除く）又は外泊しようとするときは、その都度、外出先、外泊先、用件、施設への帰着予定日時などを施設長に届け出なければならない。

(健康診断)

第 29 条 入居者は、努めて健康に留意するとともに、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第 30 条 入居者は、施設内外において清潔、整頓、その他環境衛生の保持に心掛け、また施設の衛生保持に協力するものとする。

(施設内での禁止行為)

第 31 条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
- (2) 政治活動、宗教活動、慣習等により自己の利益のために、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること
- (3) 指定した場所以外で火気を使用すること
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設若しくは備品を損傷したり、これらを施設外へ持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策及び緊急時における対応方法

(非常災害対策)

第 32 条 施設は、非常災害に備えて避難、救出、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。また、訓練には地域住民の参加が得られるように努める。

2 施設は、消防法に準拠して防災計画を別に定める。

3 施設は、介護サービスを継続的に提供できる体制を維持するために事業継続計画を別に定めるとともに、必要な研修・訓練を定期的（それぞれ年 2 回以上）に実施する。ただし、研修・訓練は他の研修・訓練と一体的に実施する場合がある。

(緊急時等の対応)

第 33 条 施設は、現にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに配置医師及び協力医療機関と連携を取り必要な措置を講じる。

2 施設は、緊急時の対応方法について配置医師及び協力医療機関との連携方法等について別に定めるとともに、1 年に 1 回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直し又は変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 34 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため以下の安全対策措置を講じる。

- (1) 事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前 3 号の措置を適切に実施するための安全対策部門の担当者を設置する。
- 2 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 4 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第 7 章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 35 条 施設は、入居者に適切なユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供で

きるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、前項の勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した観点から以下の職員配置を行う。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

3 施設は、施設の職員によってユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

4 施設は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる。ただし、新人職員の場合は1年間の猶予期間を設ける。

5 施設は、職員に対し、その資質向上のための研修機会を確保する。

(定員の厳守)

第36条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、諸法令に基づく緊急性のある入居及び災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第37条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知する。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症が発生した場合に備えた訓練を実施する。
- (4) 職員に対して、研修を定期的実施する。

(虐待防止の措置)

第38条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前1～3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等適正化の措置)

第39条 施設は、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(生産性向上に向けた措置)

第40条 施設は、生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 入居者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 前号に掲げる措置を適切に実施するためあ担当者を置く。

(協力病院)

第41条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、協力病院を定める。

2 施設は、歯科治療を必要とする入居者のために、協力歯科医療機関を定める。

(重要事項の掲示等)

第42条 施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を入居者及び家族が確認できるように以下のいずれかの措置を講じる。

- (1) 書面掲示
- (2) 備え付けの書面(紙ファイル等)
- (3) 電磁的記録の供覧

2 施設は、上記に加え、重要事項等の情報をホームページ又は情報公表システムに掲載・公表する。

(秘密保持等)

第43条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、施設は、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ入居者又は家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第44条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益供与を行わない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(ハラスメント対策)

第45条 施設は、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されるハラスメント行為を行わせない。

2 施設は、ハラスメントを防止するための方針を別に定める。

(苦情処理)

第46条 施設は、その提供したユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口及び第三者委員を設置する。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録する。

3 施設は、その提供したユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は市町村の職員からの質問及び照会に応じ入居者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、市町村から求めがあった場合には改善の内容を報告する。

4 施設は、その提供したユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には改善の内容を報告する。

(地域等との連携)

第47条 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、別に定める運営推進会議を設置し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 運営推進会議の内容については記録を公表する。

3 施設は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。また、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

(情報の公表・周知)

第48条 施設は、認知症対応力の向上と入居者のサービスの選択に資するため、研修の受講状況等、認知症に係る取組状況について、情報公表システムにおいて公表する。

2 施設は、介護報酬と診療報酬との給付調整について正しい理解が得られるよう、誤解されやすい事例を明らかにするなどして広く周知する。

(会計の区分)

第49条 施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第50条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者台帳、地域密着型施設サービス計画、具体的な介護記録、献立その他食事に関する記録、入居者の健康管理に関する記録、入居者及びその家族からの苦情の内容等の記録、事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録等を整備し、その完結の日から5年間保存する。

3 施設は、整備した記録を文書もしくは電磁的記録にて保存する。

(法令との関係)

第51条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。
また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人まことと施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。